

P2 ▶ 2025年 年末一時金要求・妥結状況(最終集計結果)

P3 ▶ 令和7年 労働組合基礎調査結果(東京都分)発表

P4 ▶ 東京労働局からのお知らせ

P5 ▶ 令和7年「中小企業賃金事情」調査結果

P6 ▶ しごとを探している方のためのセミナー・講習等

令和8年(2026年)1月23日発行
東京都産業労働局雇用就業部調整課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

☎03(5320)4646

印刷物規格表1類印刷番号(6)79

東京都

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト
TOKYOはたらくネット<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

TOPICS

東京都雇用・就業分野における
女性の活躍を推進する条例を制定しました

東京都では、誰もが生き生きと暮らす社会の実現に向け、雇用・就業分野において女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するため、令和7年12月、「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定しました。

条例の詳細については、産業労働局ホームページ「女性活躍」のページをご覧ください。

産業労働局ホームページ
「女性活躍」のページ ▶

Q なぜ条例を制定したのですか？

雇用・就業の分野では、育児・介護等と仕事との両立支援や、テレワーク等の柔軟な働き方の導入など、女性が働きやすい環境の整備が進み、働く女性の数は増えています。

その一方で、正規雇用者数や管理職数は低い水準にとどまっています。各国の男女間の格差を数値化したジェンダーギャップ指数(2025年版)を見ても、日本の女性活躍は148カ国中118位となっており、特に「経済」分野などの値が低くなっています。こうした中で、雇用分野等で女性が個性や能力をより一層発揮するためには、更なる取組が必要です。

人口減少社会が到来し、産業構造も変化する中で、女性の選択肢を拡げることは、東京が今後も持続的に発展するためにも重要です。

本条例は、仕事をしている女性や、これから仕事をしたいと希望する女性が、その個性や能力を発揮できる環境整備を進めるため、都・事業者・経済団体・都民の責務を定め、具体的な取組を進めるために制定されたものです。

Q 事業者にとってどのような影響がありますか？

事業者には、女性が個性や能力を発揮できる職場づくりを努力義務として定めています。

現場において、女性が個性や能力を発揮するには、事業者の皆さんにその必要性を理解していただき、経営上の課題と位置づけて取り組んでいただくことが重要です。一方で、人手やノウハウ不足により、独自で取組を進めることが難しい場合もあると思います。そのため都は、採用や人材育成など女性活躍を進めるうえでのポイントや、取組事例などを示した指針を策定していきます。

なお、本条例では、事業者の主体的な取組を後押しすることとしており、罰則は定めていません。

Q 条例はいつ施行されるのですか？指針はいつ頃に策定・公表されるのですか？

条例は、令和8年7月1日から施行されます。指針は、事業者の皆様にご準備していただけるよう、条例の施行日までに策定・公表する予定です。

東京都では、女性活躍の推進に向けて、企業の女性活躍の進捗度を診断できるツールの提供やはたらく女性スクエアにおける相談・支援など、多様な取組を実施しています。

取組の詳細は、産業労働局ホームページ「女性活躍」のページをご覧ください。



2025年 年末一時金要求・妥結状況 (12月11日現在)最終集計結果 冬のボーナス 平均妥結額884,985円(2.59か月分相当) 対前年比31,716円(3.72%)増

東京都が都内民間労働組合を対象に行った「年末一時金要求・妥結状況調査」最終集計結果によると、平均妥結額は884,985円で、これは平均賃金の2.59か月分に相当します。同一労組の前年妥結額との比較では、31,716円増加(3.72%増)となりました。

産業別・業種別では、対前年比が最も高かったのは「輸送用機械器具」(+14.71%)、以下「宿泊業、飲食サービス業」(+10.20%)、「化学工業」(+9.80%)となっています。一方、対前年比が最も低かったのは「私鉄・バス」(△11.16%)、続いて「鉄鋼業」(△8.04%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(△5.06%)となっています。

2025年12月11日現在

区 分	要 求							妥 結						
	平均年齢	平均賃金	件数	平 均 額	対前年比	前 年 額	月 数	平均年齢	平均賃金	件数	平 均 額	対前年比	前 年 額	月 数
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	35.5	448,286	2	1,327,346	13.34	1,171,166	2.96	35.5	448,286	2	1,358,121	19.58	1,135,760	3.03
建 設 業	37.9	388,809	19	1,052,602	9.96	957,227	2.71	37.9	388,809	19	1,023,424	7.91	948,448	2.63
製 造 業	40.3	347,305	208	965,621	4.58	923,358	2.78	40.3	348,505	194	943,975	6.29	888,088	2.71
食 料 品、たばこ	38.4	326,514	18	851,183	4.24	816,529	2.61	38.3	326,478	17	843,050	4.42	807,350	2.58
織 維、衣 服	39.5	351,189	8	869,533	5.03	827,865	2.48	39.5	351,189	8	862,149	4.88	822,042	2.45
木 材、家 具 装 備 品	38.3	334,011	1	801,626	2.07	785,366	2.40	38.3	334,011	1	790,000	0.59	785,366	2.37
パルプ、紙、紙製品	41.3	305,195	7	766,362	0.83	760,082	2.51	41.3	305,195	7	716,474	1.93	702,911	2.35
印 刷・同 関 連	43.0	290,685	15	598,762	△ 1.22	606,168	2.06	43.3	280,769	12	494,953	△ 0.35	496,705	1.76
内 化 学 工 業	39.6	360,664	29	1,011,121	7.32	942,163	2.80	39.6	362,410	25	1,024,831	9.80	933,338	2.83
石 油・石 炭 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴ ム 製 品	39.7	320,864	6	795,301	3.97	764,958	2.48	39.7	320,864	6	755,757	1.70	743,121	2.36
な め し 革・毛 皮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯 業・土 石 製 品	39.9	322,769	10	801,576	6.37	753,599	2.48	39.9	322,769	10	763,413	2.87	742,084	2.37
鉄 鋼 業	39.5	319,946	9	1,009,085	△ 6.53	1,079,569	3.15	39.5	319,946	9	979,573	△ 8.04	1,065,205	3.06
非 鉄 金 属	39.9	333,030	6	962,889	10.18	873,884	2.89	39.9	333,030	6	931,634	7.87	863,624	2.80
金 属 製 品	37.7	253,311	7	894,651	0.99	885,896	3.53	39.9	279,527	6	658,002	△ 2.48	674,748	2.35
機 械 器 具 製 造 業	41.2	371,446	41	962,950	3.93	926,493	2.59	41.2	372,573	38	950,656	3.14	921,739	2.55
電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.4	351,023	19	986,754	△ 1.65	1,003,317	2.81	40.4	351,057	18	966,610	△ 0.13	967,869	2.75
電 気 機 械 器 具	42.5	340,302	8	1,080,180	9.11	990,001	3.17	42.5	340,302	8	1,074,448	7.94	995,433	3.16
情報通信機械器具製造業	42.0	339,339	6	902,770	△ 0.50	907,299	2.66	42.0	339,339	6	796,376	△ 0.24	798,267	2.35
輸 送 用 機 械 器 具	40.1	353,658	14	1,054,029	7.45	980,959	2.98	40.1	353,658	14	1,007,292	14.71	878,092	2.85
そ の 他 製 造	40.7	359,227	4	863,467	△ 7.12	929,667	2.40	40.5	372,684	3	729,026	△ 24.10	960,491	1.96
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	35.8	320,000	1	751,000	1.90	737,000	2.35	35.8	320,000	1	667,400	1.58	657,000	2.09
情 報 通 信 業	40.2	349,138	50	1,070,704	3.93	1,030,213	3.07	40.3	349,918	45	1,067,506	4.98	1,016,846	3.05
内 通 信・放 送	34.0	312,460	1	931,150	0.00	931,150	2.98	34.0	312,460	1	781,150	0.00	781,150	2.50
情 報 サ ー ビ ス	40.0	335,940	17	1,016,717	4.44	973,463	3.03	40.1	336,682	15	1,039,911	6.30	978,241	3.09
情 報 制 作 (出 版 等)	41.4	434,537	32	1,419,901	1.66	1,396,712	3.27	41.4	435,037	29	1,247,520	△ 1.51	1,266,660	2.87
運 輸 業、郵 便 業	42.9	328,860	41	846,940	△ 0.81	853,820	2.58	42.9	328,860	41	696,513	△ 6.38	743,956	2.12
内 私 鉄・バ ス	41.5	337,809	13	900,695	△ 1.81	917,333	2.67	41.5	337,809	13	784,903	△ 11.16	883,473	2.32
道 路 貨 物 運 送	45.0	320,493	17	773,622	0.10	772,882	2.41	45.0	320,493	17	580,928	1.17	574,216	1.81
そ の 他 運 輸	36.0	313,788	11	999,510	2.61	974,103	3.19	36.0	313,788	11	894,948	△ 3.07	923,269	2.85
卸 売・小 売 業	42.2	326,422	44	791,489	4.60	756,700	2.42	42.2	326,419	40	743,791	4.40	712,424	2.28
金 融・保 険 業	37.4	349,425	6	729,873	8.07	675,395	2.09	37.4	349,425	6	725,053	8.12	670,574	2.07
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	30.0	370,200	1	1,388,250	1.35	1,369,740	3.75	30.0	370,200	1	1,388,250	1.35	1,369,740	3.75
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	38.5	282,655	9	732,856	7.33	682,794	2.59	38.5	282,655	9	660,933	△ 5.06	696,183	2.34
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	39.2	281,929	11	681,432	6.93	637,266	2.42	39.2	281,587	10	610,890	10.20	554,358	2.17
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	38.3	285,698	4	592,419	△ 0.45	595,073	2.07	38.3	285,698	4	428,154	5.42	406,148	1.50
医 療、福 祉	41.3	306,643	15	999,036	5.58	946,198	3.26	41.3	305,533	12	569,175	△ 0.68	573,078	1.86
教 育、学 習 支 援	47.8	546,055	16	1,909,625	7.91	1,769,671	3.50	47.4	530,817	14	1,757,699	3.56	1,697,213	3.31
複 合 サ ー ビ ス 事 業	47.7	245,025	3	681,538	7.70	632,839	2.78	47.7	245,025	3	647,589	3.72	624,351	2.64
サ ー ビ ス 業 (そ の 他)	42.1	325,729	9	837,750	6.92	783,539	2.57	42.1	325,729	9	796,395	5.75	753,071	2.44
総 平 均	40.9	342,251	439	941,652	3.93	906,082	2.75	40.9	342,285	410	884,985	3.72	853,269	2.59

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

調査結果は「TOKYOはたらくネット」調査統計のページに掲載しています。

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎ 03(5320)4654

TOKYOはたらくネット
調査統計ページ



令和7年労働組合基礎調査結果（東京都分）発表

◆労働組合基礎調査（東京都分）の概要◆

※労働組合基礎調査（厚生労働省統計）の調査表情報を利用して都独自に集計

〔調査対象〕 都内全域のすべての労働組合。ただし、集計は労働組合の基礎的単位である「単位労働組合^(注)」の組合数及び組合員数
 （注）規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に①独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がない組合、又は②独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がある組合の最下部の組織

〔調査事項〕 組合の名称、所在地、組合員数、加盟組織系統等

〔調査期日〕 令和7年6月30日現在

■労働組合数は前年より減少するも、組合員数は増加

- ・都内の労働組合数は6,316組合（前年比105組合減）、組合員数は246万7,270人（前年比2万3,177人増）となりました。
- ・都内労働組合の都内雇用者に占める推定組織率は25.4%（前年同）となっています。【図表1】

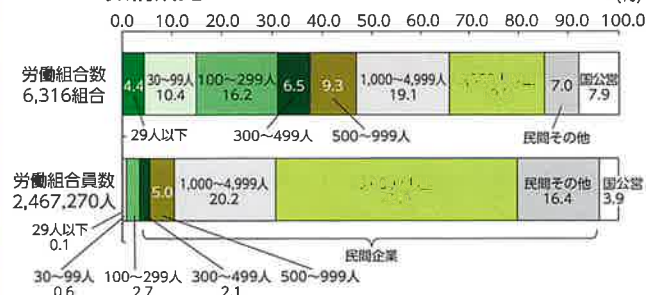
図表1 単位労働組合数、組合員数及び推定組織率の推移

年	組合数			組合員数			組織率 (%)
		対前年 増減数	対前年増 減率(%)		対前年 増減数	対前年増 減率(%)	
2016(平成28)	7,289	△ 55	△ 0.7	2,199,518	29,801	1.4	24.2
2017(平成29)	7,191	△ 98	△ 1.3	2,259,681	60,163	2.7	24.5
2018(平成30)	7,093	△ 98	△ 1.4	2,313,135	53,454	2.4	24.7
2019(令和1)	6,907	△ 186	△ 2.6	2,332,386	19,251	0.8	24.5
2020(令和2)	6,757	△ 150	△ 2.2	2,365,301	32,915	1.4	25.3
2021(令和3)	6,583	△ 174	△ 2.6	2,361,811	△ 3,490	△ 0.1	25.2
2022(令和4)	6,559	△ 24	△ 0.4	2,414,345	52,534	2.2	25.5
2023(令和5)	6,506	△ 53	△ 0.8	2,428,917	14,572	0.6	25.4
2024(令和6)	6,421	△ 85	△ 1.3	2,444,093	15,176	0.6	25.4
2025(令和7)	6,316	△ 105	△ 1.6	2,467,270	23,177	0.9	25.4

■大手企業に属する組合員が全体の7割弱

経営組織別・規模別の分布をみると、組合員数では、民間の企業規模「5,000人以上」が全体の49.0%、「1,000～4,999人」が20.2%で、これら大手企業が全体の7割弱を占めています。【図表2】

図表2 経営組織別・企業規模別労働組合数・労働組合員数構成比



■都内主要労働団体への加盟状況

都内主要労働団体への加盟状況をみると、「連合東京」は2,407組合・126万3,658人となっており、組合員数では全体の半数（51.2%）を占めています。「東京地評」は1,156組合・18万4,455人、「東京労連」は879組合・9万8,056人、「東京全労協」は333組合・2万8,146人となっています。

また、これらのどこにも加盟していない「無加盟」は2,636組合・101万1,532人でした。

■産業別にみると組合員数が最も多い産業は「製造業」雇用形態でみるとパートタイム労働者の組合員数は約3万人増加

- ・産業別組合員数をみると、「製造業」が32万7,312人（都内組合員数の13.3%）で最も多く、続いて「卸売業、小売業」32万5,671人（同13.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」28万7,880人（同11.7%）となっています。
- ・パートタイム労働者の組合員数は54万5,337人（前年比2万9,901人増）となりました。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が24万9,900人で最も多くなっています。【図表3】

※パートタイム労働者とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

図表3 産業別組織状況

	組合数 (組合)	総組合員数 (人)	パートタイム労働者の 組合員数 (人)	総組合員数に占めるパートタイム労働者の割合 (%)
全体	6,316	2,467,270	545,337	22.1
農業、林業	4	140	0	0.0
漁業	14	1,531	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	1,391	0	0.0
建設業	327	215,454	146	0.1
製造業	1,095	327,312	6,137	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	110	17,104	169	1.0
情報通信業	436	210,082	1,737	0.8
運輸業、郵便業	1,004	211,336	10,609	5.0
卸売業、小売業	743	325,671	105,858	32.5
金融業、保険業	468	271,249	9,613	3.5
不動産業、物品賃貸業	73	57,574	30,647	53.2
学術研究、専門・技術サービス業	239	40,576	304	0.7
宿泊業、飲食サービス業	102	287,880	249,900	86.8
生活関連サービス業、娯楽業	105	53,606	13,774	25.7
教育、学習支援業	394	71,182	24,245	34.1
医療、福祉	397	143,274	69,868	48.8
複合サービス事業	57	7,852	1,293	16.5
サービス業(その他)	348	120,824	15,417	12.8
公務	245	72,574	4,246	5.9
分類不能の産業	147	30,658	1,374	4.5

※構成比については、端数処理のため合計が100%とならない場合がある。

調査結果は「TOKYOはたらくネット」調査統計のページに掲載しています。

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎ 03(5320)4654

TOKYOはたらくネット
調査統計ページ





東京労働局からのお知らせ



https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/



改正労働施策総合推進法等説明会の動画の配信について

令和8年には、労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法の改正法が施行され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。また、女性活躍推進法の改正法の施行により、従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。

東京労働局では、改正法の説明のほか企業におけるカスタマーハラスメント事例及び対策の発表をしていただく「改正労働施策総合推進法等説明会」の動画配信を予定しております。ぜひご視聴いただき、改正法の内容について理解を深め、改正法施行への準備を進めていただきますようお願いいたします。

【配信日時】3月下旬頃を予定

【配信内容】・厚生労働省による改正法の説明

・カスハラ事例と対策について発表他

※3月3日開催の説明会の録画動画です。

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎03(3512)1611

東京労働局HP
特設ページはこちら



積雪や凍結による転倒災害を防ぎましょう

- ①気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ②通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
- ③働く高齢者の特性に配慮した転倒災害防止対策



冬季においては、積雪・凍結を原因とする転倒災害が多発することが懸念されます。

東京都内においても、令和6年2月5日の積雪（都内：8cm）により転倒災害が多発しました。

積雪・凍結を原因とする転倒災害を防止するため、気象情報の活用等によるリスク低減の対策を講じることが重要となります。

詳細はこちら



【問合せ先】東京労働局 労働基準部 安全課

☎03(3512)1615

2月は「化学物質管理強調月間」です

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に毎年2月に実施しています。

【本年度のスローガン】

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

【事業者による実施事項】

日常の化学物質管理の総点検など

実施要綱はこちら
(厚生労働省ホームページ)



【問合せ先】東京労働局 労働基準部 健康課

☎03(3512)1616

70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずべき措置(努力義務)があります

高齢者雇用安定法では、「65歳までの雇用確保措置(義務)」に加え、「65歳から70歳までの就業機会を確保する措置を講ずるよう努める(努力義務)」こととされています。このため、70歳までの定年引上げ、定年の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入、または、労使で同意した上での創業支援等措置(継続的に業務委託契約を締結する制度、社会貢献活動に従事できる制度)の導入のいずれかを講じていただく取組みをお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページ



【問合せ先】東京労働局 職業安定部 職業対策課

☎03(3512)1663

ハロートレーニングのご案内

ハロートレーニングとは、仕事をお探しの方を対象とした公的な職業訓練制度です。

受講料は原則無料(テキスト代は自己負担)で、身につけたいスキルに合わせた多数のコースをご用意しています。

職業訓練の種類・コースにはそれぞれ要件があります。応募資格等の詳細は、東京労働局ホームページや住所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

【募集情報】

求職者支援訓練 3月25日開講

(募集期間：2月3日～2月18日)

公共職業訓練

※4月生・追加募集等：詳細はホームページをご確認ください。



キャラクター
「ハロートレくん」

詳細はこちら



東京都立職業能力開発センターからのお知らせ

◆ キャリアアップ講習 2月受付 ◆

～スキルアップや資格取得のための短期講習～ ※主に平日夜間や休日に実施します。

〔講習内容〕 3次元CAD (SolidWorks) 【初級】、福祉住環境コーディネーター検定試験® (2級) 対策、第二種電気工事士 (学科) 受験対策、無線LAN構築とセキュリティ、介護コミュニケーション 全51コース

〔対象〕 現在、主に中小企業で働いている方で、都内に在住または在勤の方

〔会場〕 各職業能力開発センター・校 〔費用〕 授業料1,100円～6,500円 (他に教科書を各自購入)

〔申込〕 2月1日(日)～10日(火)に、ホームページからお申込みできます。

※企業単位でもお申し込みいただけます。

※このほかZoom ウェビナーによるオンラインでの講習も実施しています。

詳細は「TOKYOはたらくネット」キャリアアップ講習のページをご覧ください。

〔問合せ先〕 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 ☎03(5320)4719

TOKYOはたらくネット
キャリアアップ講習



令和7年「中小企業の賃金事情」調査結果がまとまりました

東京都では、中小企業における賃金制度や休暇制度を整備・充実することを目的に、中小企業労使の方々等に活用いただく資料として、毎年、都内中小企業（従業員数10人～299人）における賃金等の実態を調査しています。毎年調査している「賃金」「賞与」等に、隔年調査項目として、「労働時間」「休日・休暇」を加えた令和7年の調査結果がまとまりました。（調査時点：令和7年7月31日現在）

調査の全文は
産業労働局ホームページ



〔問合せ先〕 東京都労働相談情報センター

☎03(5211)2248

＜調査結果のポイント＞

○所定内賃金は391,830円、所定外賃金は37,015円

○過去1年間に定期昇給を実施した企業は74.4%、ベースアップを実施した企業は56.6%で、引き続き高水準を維持

○過去1年間の賞与は981,862円

○初任給は高校卒208,783円、大学卒233,725円で、過去最高額（初任給の統計値が現行の形式となった平成11年調査以降）

○7月の月間所定外実労働時間は男性10時間23分、女性6時間54分で、2年前の前回調査より男女ともに減少

○年次有給休暇の利用日数は年間11.3日となり、2年前の前回調査より増加

令和7年台風第22号・23号の被害への対応

東京都では、令和7年台風第22号及び第23号により建物等に被害を受けた八丈町及び青ヶ島村の中小企業者等に対し、早期かつ安定的な事業の立ち上げを支援するため、給料等相当額の一部を補助する「地域企業再建緊急特別雇用支援事業」を開始しました。

〔補助内容〕 ○補助対象経費：対象事業者が雇用する従業員に対して支払った給料等相当額
(令和7年10月支給分～令和8年3月支給分)

○補助率：給料等相当額の4/5 ○補助限度額：従業員一人当たり30万円/月

※施設・設備等の復旧を対象とした「地域企業再建支援事業」にも申請する必要があります。

〔問合せ先〕 産業労働局 雇用就業部 調整課 ☎03(5000)8014

詳細ははたらくネット



「TOKYOノーカスハラ支援ナビ」をご活用下さい～2月はカスタマーハラスメント防止対策月間です～

「TOKYOノーカスハラ支援ナビ」には、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の理念・考え方や、カスハラに関する様々な情報、都の各種取組など、企業のカスハラ防止対策に役立つ情報が満載です。

カスハラ防止に向けたポスターやリーフレット、カスハラに関する知識や考え方について気軽に学べる動画なども掲載してあります。

2月のカスタマーハラスメント防止対策月間中の職場の取組にぜひお役立て下さい。



TOKYOノーカスハラ
支援ナビはこちら



しごとを探している方のためのセミナー・就職面接会等

(公財)東京しごと財団

※初めて東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩をご利用の方は、事前に利用者登録をしていただきます。
 ※セミナー等の募集は、原則として、先着順での受付となります。
 ※記載されているセミナーは、中止または延期等の場合があります。必ず、で最新情報をご確認ください。
 ※一部のセミナーは、から申し込み可能です。

東京しごとセンター

<https://www.tokyoshigoto.jp/>

東京しごとセンター多摩

<https://www.tokyoshigoto.jp/tama/>東京しごと
センター東京しごと
センター多摩

◆東京しごとセンター（千代田区飯田橋3-10-3）のセミナー・就職面接会等

対象	講習・セミナー名	内容	日時	会場	定員	申込先
29歳以下	就職力up!「事務職」編	社会人基礎力up!、仕事基礎力up!、PCスキルup!、企業見学がセットになったプログラム	2月12日(木) ～26日(木) 10時～16時	東京しごとセンター	25人	ヤングコーナー ☎03(5211)6351
全年齢	デジタルスキル習得 チャレンジ支援事業 「デジタルビジネス 飯田橋1か月コース」	就職に向けオンラインツールや ノーコード/ローコード開発などの 習得を目指す講座	3月2日(月) ～30日(月) 9時30分～16時	飯田橋センタービル4階 (千代田区飯田橋1-12-7)	20人	「デジタルスキル習得 チャレンジ支援 事業」事務局 ☎03(5211)245-450
	同上 「デジタルビジネス 立川1か月コース」			ふどうやビル10階 (立川市曙町2-10-1)	15人	
	同上 「デジタルビジネス 飯田橋2週間コース」	就職に向けデジタルの基礎から最新 デジタル技術(生成AI等)までの 習得を目指す講座	3月9日(月)～23日(月) 9時30分～16時	飯田橋センタービル4階 (千代田区飯田橋1-12-7)	20人	
	同上 「複合コース」			TKP新宿西口カンファ レンスセンター9階 (新宿区西新宿1-10-1)	20人	

◆東京しごとセンター多摩(立川市柴崎町3-3-2 3階)のセミナー・就職面接会等(完全予約制となります。)

対象	講習・セミナー名	内容	日時	会場	定員	申込先
34歳以下	若者と企業の交流会 in 府中	参加企業全てのブースを回り、企業 の担当者と気軽に会話。後日、 企業見学会・職場体験も開催。	2月18日(水) 13時～16時25分	府中市市民活動センター プラッツ (府中市宮町1-100ル・シーニユ)	30人 程度	東京しごとセンター 多摩イベント・ セミナー予約 ☎042(521)6761
	既卒等若年者向け 就職面接会 in 立川	各部5社程度参加の就職面接会。 書類選考なしで面接可能。ジョブ コーディネーターのサポート有。	2月26日(木) 午前の部 11時～13時 午後の部 14時～16時	東京しごとセンター多摩	各部 20人	
全年齢	しごとたま就職面接会 in 町田	面接対策セミナー付き、地元企業 を含む20社参加、書類選考なし で複数の企業と面接可能。	2月6日(金) 12時～16時	町田市文化交流センター (町田市原町田4-1-14 プラザ町田内)	100人 程度	東京しごとセンター 多摩イベント・ セミナー予約 ☎042(521)6761
	しごとたま就職面接会 in 武蔵野	面接対策セミナー付き、採用に意 欲ある企業20社参加、書類選考 なしで複数の企業と面接可能。	2月20日(金) 12時～16時	武蔵野スイングホール (武蔵野市境2-14-1)	100人 程度	
	おしごと応援フェア in 八王子	就職支援セミナー・相談・企業面 接会等を1日で実施するイベン ト。年齢層問わず気軽に参加可能。	2月13日(金) 11時30分～16時	東京たま未来メッセ (八王子市明神町3-19-2)	80人	

職場内障害者サポーター事業養成講座

第24回 2月5日(木)・12日(木) 青山
 第25回 2月10日(火)・17日(火) WEB
 第26回 2月19日(木)・26日(木) 青山
 いずれも10時～17時 定員25名

詳しくは専用
ホームページ

【問合せ先】職場内障害者サポーター事業 運営事務局
 ☎03(6734)1096

ライブ・ワーク
EXPO東京
バランス2026

リアル展示会
2026 2.6金
入場 無料!
LIVE 配信あり
東京国際フォーラム ホールE1
東京都千代田区丸の内3丁目5-1

詳細・参
加登録は
こちら

